

釜石市森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

釜石市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、市内の森林について、森林管理が円滑に行われるよう、市が森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく措置、その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 現状と課題

- ・ 当市の森林面積は 38,854ha で総面積の約 88 パーセントを占めている。このうち民有林は 29,318ha で約 75.5%を占めている。
民有林のうち人工林は 13,583ha で約 46.3%を占めており、県平均の 42%を上回っている。
- ・ 人工林の多くは釜石市森林整備計画が定める標準伐期齢に達しているものの、手入れ不足による林内環境の悪化で、十分な材積を見込めない林分も多い。適切な施業により林内環境を改善し、林木の成長を促し、林業経営の安定化のための利用間伐施業や環境林化を目的とした複層林化施業を推進する必要がある。
- ・ 木材価格の長期低迷により造林意欲の低下を招き、山村地域の活力低下、ニホンジカによる食害の影響などにより、造林面積は年々減少する傾向にある。新たな造林に対する意識付けや支援が必要であり、特にニホンジカによる被害対策の重要性が再認識されている。
- ・ 森林所有者のうち不在村の増加、相続登記の遅れなどにより、所有者意識の希薄化で森林整備が停滞し、管理の不十分な森林が増加し、森林の有する公益的機能の発揮や山村地域の活力への影響が懸念されている。

3 森林整備の基本的な考え方

民有林において、森林所有者が森林経営計画の策定等を通じて、適切な経営管理を行うことを基本としつつ、下記 4 に該当する森林を実施方針の「対象森林」として、当該対象森林の森林所有者への意向調査等を実施することにより、森林経営管理制度に基づいた森林整備を進めていくものとする。

4 対象森林の考え方

- ・ 林地台帳情報、森林資源管理システム等の情報により、人工林であり適切な経営管理が行われていないと判断される民有林を絞り込む。なお、対象となる区域及び地区は別表 1 のとおりとする。

- 対象森林は、次に掲げる森林を除いた「適切な経営管理が行われていない森林」とし、必要に応じて随時追加又は除外することができるものとする。

(1) 対象森林から除外する森林

- ア 森林経営計画樹立森林及び樹立候補森林
- イ 公有林（県有林・市有林）
- ウ 団体有林（企業、森林関係団体、財産区、社寺、地区など）
- エ 保安林（整備が必要な森林にあつては、その限りではない）
- オ 天然林
- カ 概ね 10 年以内に間伐等の施業履歴のある森林
- キ 境界が不明又は係争中の森林
- ク 点在する小規模の森林や現地調査等により施業が困難な森林及び施業の必要がないと認められる森林
- コ 未相続等森林所有者が確定していない森林
- サ 所有権が複数人の共有名義となっている森林
- シ 地上権や抵当権等、第三者の権利が設定されている森林

5 意向調査

(1) 実施方法

対象森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について、当該森林を所有する者等に対してアンケート方式により実施する。

(2) 実施地域及びスケジュール

別表 2 のとおり

(3) 意向調査対象者の絞り込み

対象森林の筆ごとに境界を精査し、意向調査対象者の絞り込みを図る。

6 意向調査後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者が森林の管理を市へ委ねる意向を示した森林については、次のとおり実施する。

- 現地調査や森林資源調査等の森林現況調査を行う。
- 森林調査の結果から、森林経営に適する森林と、森林経営に適さない森林に分類し、所有者の同意のもとに経営管理権集積計画（以下「集積計画」という。）の策定及び告示を行う。
- 森林の現況や調査結果等により、集積計画の策定が難しい場合にあつては、森林所有者が森林の管理を市へ委ねる意向であっても、集積計画の対象から除外することができる。

できる。

また、集積計画の策定期限を過ぎて、市へ委ねる意向を示した場合であっても、集積計画の対象から除外することができる。その際、市は森林所有者と協議のうえで計画対象から除外するものとする。

- ・ 森林経営に適すると判断される森林は、地域ごとの集積計画の区域を設定して林業経営体からの企画提案書を募り、選定委員会での審査を経て再委託する林業経営体を決定し、経営管理実施権配分計画の策定及び告示を行い、決定した林業経営体に経営管理を再委託する。
- ・ 森林経営に適さないと判断される森林は、市が自ら経営管理を行い、森林環境の改善、保全を図る。

7 実施費用

- ・ 実施方針に基づき市が実施する森林経営管理制度に係る意向調査や森林整備等に必要となる費用は、森林環境譲与税をその財源とし、その範囲で実施する。
- ・ 森林環境譲与税は釜石市森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻して原資とする。
- ・ 釜石市森林環境譲与税基金は、釜石市森林環境譲与税基金条例（令和2年3月16日条例第2号）に基づく趣旨に供される。

8 その他特記事項

- ・ 実施方針の見直しが必要となった場合は、随時見直しを行うことができる。
- ・ 実施方針に基づき行う意向調査等の業務については、必要に応じて外部委託等を行い、効率的な制度の運用を図る。
- ・ 既に実施している意向調査及び集積計画等の内容について、本実施方針策定後においても、引き続きその効力を有するものとする。

別表 1

区域名	地区名	意向調査対象 森林面積 (ha)
A 橋野和山	和山	157.10
B 橋野	青ノ木、中村	770.79
C 栗林	栗林	184.05
D 鶉住居・片岸	鶉住居、片岸	245.09
E 箱崎	箱崎、桑ノ浜	195.89
F 釜石東部・両石	大字釜石、両石、女遊部	261.85
G 小川	小川、日向	221.52
H 甲子川北部	小佐野、洞泉	191.37
I 甲子川南部	松倉、大松	229.24
J 平田	平田、佐須	181.31
K 唐丹大曾根川	本郷、小白浜	269.79
L 唐丹片岸川	片岸、山谷	762.14
M 唐丹熊野川	荒川、大石	932.24

別表 2

計画期間	対象区域
第 1 期 (実施済み) 令和 2～5 年度	C 栗林、D 鶉住居・片岸、E 箱崎、F 釜石東部・両石
第 2 期 令和 6～9 年度	G 小川、H 甲子川北部、I 甲子川南部、J 平田
第 3 期 令和 10～13 年度	K 唐丹大曾根川、L 唐丹片岸川、M 唐丹熊野川
第 4 期 令和 14～15 年度	A 橋野和山、B 橋野